

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。また、

効力発生日は平成 年 月 日であり、

両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成 年 月 日に終了（又は予定）しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

*貸借対照表事項（一覧表上記の記載例参照）

*当事者事項（一覧表上記の記載例参照）